

滋賀県立

聴覚障害者センター

だより



— 85号 —

発行日／平成 29年 4月 10日

発行所／草津市大路 2丁目 11-33

TEL 077-561-6111

077-561-6133

HP <http://www.shigajou.or.jp>

Blog <http://shigajou.sblo.jp/>

第一〜四回

共生社会推進検討委員会のまとめ

障害の有無に関わらず誰もが安心して暮らせる共生社会づくりに向けた意見交換会が、2016（平成28）年度計4回開かれました。会には障害福祉関係者のみならず、企業や県民も参加し、次の2つを検討課題にして、具体的な方策を探りました。

ア) 障害者差別解消法の施行に向けた取組の検討

イ) 障害者差別の解消に関する条例についての意見交換

さまざま意見がありました

☆条例の内容について

・ 上乗せ、横出しのない条例では意味がない。
・ 条例で紛争解決の仕組みを設けるべき。
・ 条例の中で、差別の定義、合理的配

慮の定義を明確にすべき。

・ 「生きづらさ」等まで範囲を広げると、障害者差別を解消するという本来の趣旨が曖昧になる。

・ 範囲を広げすぎると、逆に「障害者が得している」という誤解を与えかねない。

・ 実践的なことを想定すると、範囲を広げないほうが県民に根付きやすい。

・ 難病患者は日々生きづらさを抱えており、「生きづらさ」も障害の中に入ると思う。

・ これまで難病が置かれていた「制度の谷間」の問題、社会参加や就労における課題に対し、行政、障害福祉関係機関・団体、企業をはじめ県民

全体で取り組むことが必要と取り上げられ、ようやく難病のことを知ってもらえたのだと安心してはいる。

・ 差別の解消と、手話が言語であることは別の問題であることから、差別解消に関する条例とは別に手話言語条例が必要。

☆条例についての論点の整理

「障害者差別の解消に焦点を絞った条例にすべき」という意見がある一方で、「滋賀らしさを出すことも重要」や「全ての人（様々な生きづらさ）を網羅した考え方が大切」という意見もある。

・ 条例の対象として障害者に焦点を当てるのか、障害のある状態に焦点を当てるのか。

・ 「障害のある状態」に焦点をあてるとすれば、どのように対象を限定するのか。

・ 障害を理由とする差別も様々な生きづらさも、当事者固有の事情だけでなく、周囲の環境との相対的關係で生じる（社会モデル）ものではないか。

・ 条例の目的は、人と人との認め合う共生社会の実現であり、その過程で特に見過ごすことができない課題（障害を理由とする差別）の解決に対しては、規制（禁止や義務付け）をもって取り組み、社会的な理解を

広めるべき課題（手話など）については、施策の一層の推進を図るという整理ができないか。障害を理由とする差別を解消し、共生社会づくりに向けた施策の推進について話し合う場を条例の中で位置づけることで、県民共生会議（仮称）の在り方等を含めた議論を引き続き行う予定です。手話言語条例の必要性は、29年度、共生社会づくりに向けた条例を議論していく中で判断していく必要があると考えていると県障害福祉課が述べています。

2014年（平成26）年1月障害者権利条約の批准を受けて、また情報アクセシビリティという考え方もありますが、全国的に『手話言語条例』の動きが活発になってきています。「私たちが活発にして私たちのことを決めないで」の考え方を貫いて、県内での障害者差別条例や手話言語条例づくりの運用状態を見極めながら進めていく必要があると思います。



「食生活の大切さ」体験をとおして実感！の情報講座開催

当センターでは、人工内耳装用者や難聴者を対象に日常生活に必要な知識や情報を学ぶ講座を年2回開催しています。去る2月19日（日）に米原にあります湖北みみの里において今年度2回目の講座を実施しました。参加者は10名でした。

この講座の開催にあたっては、滋賀県中途失聴難聴者協会と人工内耳友の会ACITA滋賀支部（瑠璃のびわこ）のみなさんと相談をし、日時・場所・内容を決めていきます。今回のテーマは「健康食育講座―生涯を通じた食育活動―」としました。講師は米原市健康推進員会から4名の方をお願いをしました。

講師には事前打ち合わせの場で、きこえない・きこえにくいことに配慮した進め方についてや、視覚的な情報や体験をとおしての学習をしていただくことをお願いしました。その結果当日は、リーフレットや実物の野菜を用いて1日の野菜摂取量の確認、お味噌汁の塩分飲み比べ、またカッタージチーズの作り方の実演など工夫を凝らした内容ばかりで大変参考になりました。



参加者からは「毎日の食生活の大切さがわかりました」「お味噌汁を薄味にしているつもりでしたが、濃いところがわかり参考になりました。減塩に努めます」「カッタージチーズが簡単なことにびっくりしました」との声があげられました。

今回参加人数は多くはありませんでしたが、湖北地域からの参加者が半分を占め、湖北地域での開催の必要性を改めて感じました。

来年度もこの事業を通して、きこえない・きこえにくい方の社会参加の一助になればと思います。

司法場面の手話通訳を学ぶ

～専任手話通訳者協議会～

聴覚障害者センター、県庁、各市町の設置通訳者で構成される専任手話通訳者協議会では、定期的に会議と情報交換、研修を行っています。

3月7日には、大阪ろうあ会館の前原ゆかり氏を迎えて、「司法場面における手話通訳」について学習しました。大阪では、大阪府警察本部と大阪ろうあ会館が契約し、警察などそれぞれの機関から大阪ろうあ会館に手話通訳依頼が入る仕組みになっています。

滋賀県では、警察や検察、裁判所で手話通訳が必要になった場合、特に初動の警察場面では、専任手話通訳者が対応することが予想されます。研修では、司法という慣れない場面で、聴覚障害者の人権を守る大切さ、意識や誤訳を防ぐ注意点を学び、前原氏の経験談を交えて、わかりやすく教えていただきました。

専任手話通訳者は、手話通訳という技術を駆使して、聴覚障害者の多様な生活要求にこたえるための支援を継続的に行います。警察等の場面においても適切に対応できるように、今後も研修を重ねてまいります。

職員の動き

【退職】 3月31日付

河崎 利江

【新規採用職員】 4月1日付

○滋賀県立聴覚障害者センター

田中 エリ子



「4月からお世話になることになりました、田中エリ子です。これまで12年間の地方自治体で実感することが多かった協働を大切に、皆さんに教えていただきながら頑張りたいと思います。どうぞよろしくお願いします。」

ブログ・メルマガが新しくなります。

現在利用しているブログ運営会社の廃止に伴い、当センターのブログが新しくなります。また、ブログの記事をメールマガジンでも配信できます。登録はこちらのアドレスまで。

○ブログアドレス

<http://shigajou.sblo.jp/>



○メールマガジン登録

<http://blog.sakura.ne.jp/pages/mailmag/regist/input>
ホスト名「shigajou」



第13回さがの映像祭にて 当センター作品が激励賞受賞

さがの映像祭は聴覚障害者が制作した映像の公募・紹介を通して、聴覚障害者の放送・映像活動を推進し、メディア社会へ平等に参加できる情報バリアフリーをめざして、毎年1月に開かれています。この映像祭では聴覚障害者も健聴者も一緒に楽しめるように映像に手話や字幕が付いています。

13回目となる今年も平成29年1月29日に京都で開催されました。当センターは豊郷町に住むろう者の生きざまをドキュメンタリーに制作し申込ました。

タイトルは「夏原さんのひょうたん」です。これが、応募の全14作品の中から激励賞を受賞しました。これも出演者である夏原さんの多大なご協力のおかげです。

当センターには様々な事業があり、



聴覚障害者と関わらせていただく機会が多く、聴覚障害者の生きざまを残していきたいという思いからこの制作に至りました。今後いろいろな聴覚障害者を映像に残していくことに意義を感じた受賞でした。

「夏原さんのひょうたん」は当センターのビデオライブラリー及び湖北ビデオライブラリーで貸出、鑑賞できます。

おめでとう！手話通訳士・登録意思疎通支援者誕生！！

久しぶりに滋賀県から手話通訳士が誕生しました。平成28年度の手話通訳士養成講座は7人が受講し、全員が通訳士試験にチャレンジしました。

講座は、6月から隔週で実技を学ぶほか、自宅でもインターネットを使用した学習を行ってきました。仕事や家庭と学習の両立は大変だったと思いますが、その苦労が実を結び、担当講師はもちろん講座事務局も大変うれしく思います。

来年度も新たな通訳士が誕生するよう、努力していききたいと思えます。



○合格者の紹介○

森本美恵子さん

このたび、手話通訳士試験に合格しました。高島市の森本美恵子です。地域の手話講座で地域のろう者に育てて頂き、地域の通訳者の後ろ姿を見て通訳者になり、県内の通訳者の先輩を追いかけ今回の結果に結びついたと思っております。どこに行っ

ても、「どこの人？高島市…遠いのご苦労様。」と声をかけて頂くことが多いです。名前は知らないけど高島市の通訳と少しくらい顔を覚えて頂けると嬉しく思います。出会いを大切に、いろいろなことに挑戦、楽しんで手話に関わっていきたくです。

2月19日(日)に(一社)全日本難聴者・中途失聴者団体連合会、(特非)全国要約筆記問題研究会主催の全国統一要約筆記認定試験が県立聴覚障害者センターで行われ、滋賀県からは12名が受験されました。

3月14日には全国要約筆記問題研究会より可否の通知があり、手書きコースで1名が合格しました。全国の合格率は、手書き27%、パソコン32%という結果となりました。今後の活躍が期待される所です。



○合格者の紹介○

岩井典子さん

(手書き)

これまで導いてくださった皆様に感謝の思い一杯です。

常に学ぶ姿勢を大切に、歩んできたいと思えます。手話通訳者統一試験は当県より2名合格されました。次号にてお知らせいたします。

困った時は気軽にご相談ください。

—センターの相談事業—

①聴覚障害（児）者および家族等に対する相談事業

滋賀県全域の聴覚障害（児）者および家族、関係者からの暮らし全域の相談を受けます。

②大津市聴覚障害者相談員事業（大津市受託事業）

大津市在住の聴覚障害者を対象に地域生活の支援を行います。

③聴力相談事業

聴力検査、補聴器の適合、語音明瞭度検査、コミュニケーションでの悩みごとについての相談を受けます。

④聴覚障害児及び保護者サポート事業

聴覚障害児を育てる家族等が、子どもに対する悩みや将来への不安などを解消するため、聴覚障害に関する情報やコミュニケーション手段、保護者相互の交流の場などを設ける“のびのびサロン”を開催します。

⑤聴覚障害者向けITサポート事業

聴覚障害者の社会生活の向上を図るため、ICT機器の使用方法などの相談を受けます。

詳しい実施日時や会場については当センターHPでご確認ください。

平成二九年度 手話通訳者・要約筆記者の健康管理事業 手話通訳者・要約筆記者の健康を考える学習会と笑いヨガを開催します

日時 平成29年4月30日 13時30分～16時（受付13時）

場所 草津市立まちづくりセンター 3階大会議室

この学習会は、手話通訳者・要約筆記者の健康を、ろうあ者、難聴者、行政関係者と共に学習する事業であり、九年前より継続しています。

一部は、滋賀医科大学の北原照代医師より、手話通訳者・要約筆記者の健康管理と、ろう者や難聴者に知ってほしいことや一緒に考えたいことなどをお話いただきます。

二部は、笑いヨガ認定ティーチャー、西村ますみ氏による、笑いヨガ「笑って健康・笑って元気」を行います。動きやすい服装で、タオルと飲み物を持って参加してください。

タツノオトシゴ

社会福祉法人制度改革として、「社会福祉法等の一部を改正する法律」が平成28年3月31日に改正されました。新聞などで、一部の社会福祉法人の不正流用が問題とされました。当法人にとっては、定款変更、評議員会の設置など、忙しい一年でした。

社会福祉法人の人材確保・定着の問題等多くの課題があります。福祉の実現に向け、未来へ繋いでいくための重要な時期となっているのではないのでしょうか。

一人ひとりの聴覚障害者が一人の人間として、よりよい豊かな暮らしができる社会の実現を目指すために、今後は地域の中で、社会資源としてどのような役割が果たせるかが大きなポイントとなるように思います。（K・N）